

入札説明書

令和5年札幌市告示第2862号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年(2023年)6月22日

2 契約担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課 電話 211-2462 FAX 218-5135

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和5年度 建設資材実勢価格調査
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月15日まで。
- (4) 入札方法 総価で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 業務内容

- (1) 本業務の調査において、下記体制を確保できること。
 - 1) 守秘すべき企業情報等の管理体制
 - 2) 調査方法、調査実施体制
 - 3) 調査結果及び決定価格の信頼性・妥当性を検証する体制
- (2) 調査する価格は、札幌市内及び近郊における、メーカー、商社、問屋、特約店等と民間企業(工事業者)等が取引している大口需要家渡し価格とする。なお、取引実績等が少なく大口需要家渡し価格による決定が困難なものは、周辺価格、経済動向等を十分調査の上、厳正に決定すること。
- (3) 価格決定プロセスについて、次の資料を発注者へ提示し確認を受けること。
 - 1) 価格決定説明書
 - ・調査対象業者の選定(規模、業者数、取引高、販売エリア等)
 - ・価格調査を実施したメーカー・商社等の調査記録票
(資材品目、規格、調査価格等)
 - ・個々の調査価格の信頼性判定
 - ・価格決定根拠資料
 - 2) 受注者内部の審査状況
 - ・内部の審査結果
 - ・内部審査資料
- (4) 詳細は別途仕様書による。

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者ではないこと。
- (3) 令和 4～7 年度 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 過去 5 年間（平成 30 年度から令和 4 年度まで）に国、都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）において同種業務の実績を有していること。
- (7) 次のア、イのいずれかの者を技術者として配置できること。
 - ア 同種業務（建設関連分野の積算に係る材料の単位当たりの価格調査に関する業務）の履行経験がある者
 - イ 技術士（総合技術監理部門、建設又は農業部門）又は RCCM（シビルコンサルティングマネージャー）のいずれかの資格を保有する者

6 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所、及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の提出場所
上記 2 に同じ。
- (3) 入札書の受領期限
令和 5 年 7 月 6 日（木）16 時 00 分必着
- (4) 入札書の提出方法
入札書は別紙の様式にて作成し、持参または送付により提出すること。
 - ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称または商号）及び「令和 5 年 7 月 11 日 10 時 00 分開札 令和 5 年度 建設資材実勢価格調査 入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 5 年 7 月 11 日 10 時 00 分開札 令和 5 年度 建設資材実勢価格調査 入札書在中」の旨を記載し、上記 2 宛てに入札書の受領期限までに送付しなければならない。
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法
書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。
 - イ 提出先及び受領期限
上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示の日から令和 5 年 6 月 30 日（金）までの午前 8 時 45 分から 17 時 15 分までの間で提出すること。
 - ウ 回答書の閲覧

令和5年6月23日（金）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、財政局工事管理室ホームページに掲載する。

(6) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札後下記9の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、会場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、会場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、会場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 入札参加資格確認申請書の提出場所等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書の他に、本説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付して提出しなければならない。また入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(2) 資格審査方式 事前審査方式

(3) 申請書類提出期限 入札書の提出期限まで

(4) 提出書類 上記5(6)及び(7)に関する書類並びに業務の実施体制に関する書類

(5) 提出場所 上記2に同じ。

8 入札参加資格確認申請書添付資料の作成要領

(1) 配置予定技術者の業務経験及び実績

同種業務の履行経験がある者については、業務の経験及び実績を記載すること。この場合、保有資格は問わない。

なお、同種業務の実績は、最大5件記載すること。

- ・同種業務

(2) 会社等の業務実績

会社等の業務実績について、最大5件記載すること。

- ・同種業務

(3) 契約書及び業務概要の写し

(2)の同種の実績として記載した業務に係る契約書及び業務概要（同種又は類似業務であることを明確に示すことができるもの）の写しを提出すること。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 業務の実施体制について、次の内容を記載すること。

- ・主たる部分を再委託してはならない。（注1）
- ・調査過程における守秘すべき企業情報等の管理体制及び調査体制について記載する。
- ・他の建設コンサルタント等に主たる部分以外を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力（注2）を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先の名称及び再委託又は協力を求める内容を記載する。

（注1）再委託とは、業務の一部について第三者に委任し又は請け負わせること。

当該業務における主たる部分とは、次のとおりである。

主	資材実勢価格動向調査
た	・調査計画の策定
る	・面接調査
部	・書面調査
分	・審査
	・調査価格の決定
	・報告書の作成

（注2）技術協力とは、業務の一部について学識経験者等の第三者から指導又は助言を受けること。

(5) その他

提出された実績確認書類は、返却しない。

提出された実績確認書類は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

提出期限以降における実績確認資料の差し替え及び再提出は認めない。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月11日（火）10時00分

(2) 場所 市役所本庁舎地下2階2号会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

10 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後(5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る)をした者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

契約条項 別紙のとおり

(6) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(7) 支払条件 前金払の有無 無

(8) 留意事項

- ・ 入札参加申出書に虚偽の記載をした場合には、入札参加申出書を無効とするとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づき参加停止を行うことがある。
- ・ 落札者は、入札参加申出書に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。